



団体貸出しを利用するみなさまへ

団体貸出しは、市内で活動する団体が、地域で読書普及活動を目的に継続的な活動をするときに利用できる制度です。

【利用できる団体】

- 団体貸出サービスを利用できるのは、市内の保育園、学校、地域文庫及び市内に活動拠点を置く高齢者福祉施設その他市内の地域団体、職域団体並びに社会教育団体です。

【利用の登録】

- 手続きは、代表者又は事務連絡者の方が行ってください。
- 団体貸出登録申込書に記入し、受付カウンターに提出してください。その際、団体の所在及び代表者の名前と住所、活動内容が確認できる書類を提示してください。
- 代表者又は事務連絡者の交代など、登録内容に変更があったときは、受付カウンターにお申し出ください。
- 館外貸出券は1団体につき1枚発行します。（希望により1団体3枚まで複製した館外貸出券を発行します。学校図書館読み聞かせボランティア団体には、「尾張旭市立図書館団体貸出用身分証」を発行しますので、貸出しの際にご提示ください。）
- 図書館資料を汚損・紛失した場合は、団体に弁償の責任が生じますのでご注意ください。
- 第三者による不正利用の場合も、団体に弁償の責任が生じることがありますので、ご注意ください。

【利用の方法】

- 貸出しの対象は図書、雑誌、紙芝居及び視聴覚資料（DVDは著作権者が団体への館外貸出しを認めたものに限る。）等です。貸出点数は100点（内、視聴覚資料は10点）貸出期間は1か月以内です。
- 直接来館して貸出しする資料を選んでください。資料の運搬は、利用する団体が行ってください。
- 貸出し延長は行っておりませんので、受付カウンターへ返却をお願いします。（地区公民館等での返却は出来ません。）次に予約がない場合に限り、続けて借りることができます。
- 受付カウンターで予約できます（電話、Web、OPACでは予約できません）。資料のリクエストはご遠慮ください。
- 団体貸出は在館予約サービスの対象外です。
- 大型紙芝居一式、エプロンシアター、パネルシアター等も貸出しできます。（裏面をご覧ください。）
- その他ご不明な点がございましたら、尾張旭市立図書館へお問い合わせください。



【お問い合わせ先】

尾張旭市立図書館

電話 0561-54-5544

FAX 0561-54-5543

メール tosyo@city.owariasahi.lg.jp